

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.10 No.362

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・インボイス制度 シリーズ2
- ・電子帳簿保存法が改正されました
- ・電子契約の仕組み

[今月のトピックス]

- ・金融機関情報コーナー
- ・今月のブックマーク
- ・ウェビナーのお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfgr.jp
(編集担当 藤本)

インボイス制度

シリーズ2 今月スタートした事業者登録とは！

今月の1日より**TFG**ニュース9月号でご説明させて頂きましたインボイス制度の「適格請求書発行事業者」の事前登録がスタートしました。令和5年10月1日よりインボイス制度が適用されると同時に「適格請求書」を発行するには、令和5年3月31日迄に納税地を所轄する税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。今月号では、「適格請求書発行事業者の登録申請」についてご説明させて頂きます。

「適格請求書発行事業者」に何故なる必要があるのか

令和5年10月1日より消費税の仕入税額控除の要件が、現行の「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方式」に変わります。同日よりの取引から消費税の仕入税額控除を受けるには「適格請求書」の保存が必要となります。この「適格請求書」を発行できるのは「適格請求書発行事業者」だけです。得意先様は消費税の納税額を抑える為に支払先に「適格請求書発行事業者」であることを求めてくることが予想されます。「適格請求書発行事業者」になるには、消費税の課税事業者であり、納税地を所轄する税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」になるには

登録申請書の受付は令和3年10月1日より始まりました。令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」になる（施行日である同日が登録日）には、原則として令和5年3月31日迄にこの登録申請書を提出する必要があります（申請するのに困難な事情がある場合は令和5年9月30日迄）。また、特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計が1,000万円超となり課税事業者となる場合の提出期限は令和5年6月30日迄となります。

申請後、「適格請求書発行事業者」になったことの確認

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出し、審査を経て登録が認められた場合、登録番号などを提出した事業者へ通知されるとともに、インターネットを通じて国税庁ホームページで公表さ

れます。登録番号は法人の場合は「T + 法人番号」、個人事業者の場合は「T + 13桁の数字」となります。

税務署での審査について、登録を受けようとする事業者が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でなければ、原則として登録を拒否されることはありません。又、「適格請求書発行事業者」であっても、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられると税務署長は「適格請求書発行事業者」の登録を取り消すことができます。

令和5年10月1日の施行日時点で、まず課税事業者なのか免税事業者なのか

消費税の課税事業者に該当する年もあれば該当しない年もある課税売上高が1,000万を前後する事業者の方だけでなく、毎年、課税事業者として税務署に継続的に消費税を納付（又は還付）している事業者の方であっても、このコロナウイルス等の影響で売上の予測が付きにくい昨今、事業者の登録は今月から始まりましたが、慌てずに、施行日の令和5年10月1日の属する事業者様の事業期間が、消費税課税事業者に該当するか否かを、まず見極めてから（下記事業期間参照）、御検討頂き申請することでも期限迄には十分間に合います。

「課税事業者に該当する」とは、基準期間の課税売上高が1,000万円超或いは事業年度の前期の特定期間（期首より6ヶ月）の課税売上高（給与等支払額に代えることも可）が1,000万円超の場合、その他高額特定資産を取得したなど一定の場合に該当すると課税事業者になります。また、輸出業者等に多い、過年度に既に「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合は、基準期間の課税売上高等に関係なく消費税の課税事業者となります。

（参考）登録を迷われている方は、提出期限までの検討可能期間をご参考にして下さい。

「法人事業の方」

(令和5年10月1日の属する事業期間)		(令和5年10月1日の属する事業期間の基準期間)	
令和4年11月	～ 令和5年10月期の事業	基準期間は令和2年11月	～ 令和3年10月
令和4年12月	～ 令和5年11月期の事業	基準期間は令和2年12月	～ 令和3年11月
令和5年1月	～ 令和5年12月期の事業	基準期間は令和3年1月	～ 令和3年12月
令和5年2月	～ 令和6年1月期の事業	基準期間は令和3年2月	～ 令和4年1月
令和5年3月	～ 令和6年2月期の事業	基準期間は令和3年3月	～ 令和4年2月
令和5年4月	～ 令和6年3月期の事業	基準期間は令和3年4月	～ 令和4年3月
令和5年5月	～ 令和6年4月期の事業	基準期間は令和3年5月	～ 令和4年4月
令和5年6月	～ 令和6年5月期の事業	基準期間は令和3年6月	～ 令和4年5月
令和5年7月	～ 令和6年6月期の事業	基準期間は令和3年7月	～ 令和4年6月
令和5年8月	～ 令和6年7月期の事業	基準期間は令和3年8月	～ 令和4年7月
令和5年9月	～ 令和6年8月期の事業	基準期間は令和3年9月	～ 令和4年8月
令和5年10月	～ 令和6年9月期の事業	基準期間は令和3年10月	～ 令和4年9月

「個人事業の方」

令和5年分	基準期間は令和3年分
-------	------------

令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート致しました。

令和5年10月1日の施行日に登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。TFGでは今後の皆様の申告時期に合わせて、順次、提出有無の確認等申請の提出を実施して参ります。早めにご提出をご希望の方その他免税事業者様でご不明な点等ご相談がございましたら、その都度ご対応させていただきますので弊法人の巡回分担者までお問い合わせくださいませ。

電子帳簿保存法が改正されました

改正の影響

帳簿書類を電子化して保存するための法律である「電子帳簿保存法」について、2021年度税制改正において大幅な改正が行われました（2022年1月1日施行）。電子帳簿保存法は1998年に施行されており、それ以降、何度も改正がされてきました。

改正前の電子帳簿保存法は、要件等が厳しく、特に中小企業では対応が困難で導入が難しいと言われておりました。スキャナ保存の申請件数などを見ましても全国で4千件程の申請しかされていないようで、ハードルが高いものでした。今回の改正では、一部不正防止で見直しされた部分はありますが、全体的には、緩和された内容が殆どで、今後は導入の余地が出てまいりました。

今回は、電子帳簿保存法の中の、特に緩和のされたスキャナ保存そして、皆様にも関係のある電子取引においての見直し点についてお伝えしたいと思います。

電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法とは、各税法で原則「紙」での保存が義務付けられている「帳簿書類」について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務などを定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、下記の3種類に区分されています。

1. 電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）
会計ソフト等で自らが電子的に作成した帳簿等
2. スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）
紙をスキャン・読取り
3. 電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）
電子メール等で受領

スキャナ保存の緩和

1. 事前承認制度について
改正後は、税務署長の事前承認なく適用ができるようになりました。
2. タイムスタンプ要件について
スキャナ読み取りの際の受領者の署名が不要になりました。また、タイムスタンプの付与期間が3日から最長2か月と概ね7営業日以内と大幅に緩和されました。さらに、不正防止の策として電子データの修正・削除の履歴を残せるシステムであれば、タイムスタンプの付与に代えられるようになりました。
3. 適正事務処理要件について
相互牽制、定期的な検査及び再発防止の社内規定整備を行う必要がありましたが廃止とされました。また、定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後に破棄が可能になりました。
4. 検索要件について
検索要件が年月日・金額・取引先のみになるなど簡素化され、税務調査時等に基づく電子データダウンロードに応じる場合に、範囲指定や項目を組み合わせる設定する機能の確保が不要になりました。

電子取引における見直し

所得税・法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、従来の「電子データを印刷して保存する方法」が廃止となりました。これは、全ての事業者に影響致します。令和4年1月からは、例えばメールで添付されてきたPDFでの請求書を紙に印刷して保存や、ネットで購入した際の領収書ファイルをダウンロードして紙に印刷して証憑書として保存していたものが認められなくなります。今後は、ファイル保存システムで保存することが求められておりますが、殆どの事業者様はこの対応が困難と思われれます。その場合は、国税庁が代替法を案内しております(国税庁HP 電子帳簿保存法一問一答電子取引関係の問12参照)ので確認が必要です。この保存要件に従っていない場合は、違反の程度等を勘案の上青色申告の承認の取消し対象となります。

また、こういった電子取引については、「スキャナ保存」で回避・対応することもできますのでお困りの方はTFGまでお問合せ下さい。



金融機関情報コーナー

保証協会は新たにSDGS推進保証「ウイング」という保証制度を開始しました。期間限定で1,000億円まで取り組みます。SDGSに対する取り組みを行っている、または、今後取り組む予定がある場合、保証料率が通常より10%ディスカウントされます。期限は令和4年3月31日までとなっています。

電子契約の仕組み

普及と課題

今までは、書面による契約が主流でしたが、電子端末やクラウドの普及により、電子契約が普及してまいりました。今回はその普及と課題について述べたいと思います。

電子契約とは

電子契約とは、契約書類の発行や締結、管理までの一連のプロセスをインターネット上で行うことです。インターネット上で取引先と書面を交わし電子署名を行い、契約を締結します。電子契約に関する法律の整備や電子署名の進歩により、電子契約を導入する企業が増えつつあります。また、電子契約では文書の作成・発行を電子的に行い、文書はサーバー上に保管されることとなります。ペーパーレス化により、書類を保管するスペースの確保や管理コストが不要になります。

電子契約の仕組み

電子契約はどのような仕組みで成り立っているのでしょうか。

1. 電子署名：公開鍵暗号方式を用いて作成者を特定する

紙の契約書では、押印や手書きでの署名により、本人の意思に基づき作成されたものとみなされています。

一方電子文書には押印や直接署名することができません。デジタルで印影や署名を作成して電子文書に上書きができますが、文書の正当性は証明できません。デジタル画像は複製できるからです。そのため、認証局が発行した「電子証明書」により電子署名を施すことで、電子文書の正当性を証

明します。電子証明書は公開鍵暗号方式を用いて作成者を特定し、電子契約書の正当性を担保するものです。公開鍵暗号方式では「暗号鍵」と「復号鍵」のペアを作成し、暗号鍵は取引先企業へ送信します。暗号鍵は電子文書作成者がパスワードで管理し、その鍵をもとにデータを暗号化します。取引先企業は添付された複合鍵をもとにデータの復号を行います。

2. タイムスタンプ：契約が行われた日時を明確にします。

電子証明が施された日時はシステム上の表記であり、設定を変えれば改ざんが可能です。契約が締結された日時が正確に証明するため、タイムスタンプと呼ばれる仕組みを利用します。

データ通信協会の認定を受けた正確な時刻を管理する第三者機関のサーバーにより、タイムスタンプが付与されます。これにより、契約が行われた日時が正当であることを証明できます。

また、タイムスタンプにはその時刻に電子文書が存在していたこと、それ以降は文書が改ざんされていないことを証明する役割があります。

電子契約の普及

大きく分けると、弊社クライアントでは、実は無意識で普及されています。電子帳簿保存やスキャナー保存制度がそれに該当します。（詳しくは弊社分担者にお尋ねください）ここでは、狭義の意味での電子契約（契約書）に絞らせていただきます。

コロナ禍の影響もあり電子契約を活用する企業が増えています。製本作業や印紙を貼る手間が省けて便利になったと感じる人がいる一方で、結局電子契約を使わず紙で契約書を締結している。電子契約と紙で締結した契約の2元管理が煩雑といった不満を感じている人がいます。というのも、電子契約は、「締結」という契約プロセスの一部の業務最適化にすぎません。

契約締結前には契約書作成、書面のレビュー、稟議・承認といったプロセスがあり締結後には保管や管理といった業務が必要で、そのどちらにも手間がかかります。そしてこの手間は電子化が実現されてもさほど変わりません。

中小企業に限った話ではなく、大企業にもあるあるの話です。中小企業ではそのプロセスにほぼ社長が絡んでいますが大企業では事業部と法務部で部署が分かれ一元管理ができていません。そこで一元管理できるサービス企業が出てきてその問題を解決することによって現在爆発的に普及してきています。

電子契約の課題

1. 法的整備

電子契約が認められていない（書面交付が義務付けられている）場合もあります。投資信託契約の約款・労働条件通知書の交付・定期借地契約などは書面での締結が義務付けられています。すべての契約書が電子契約に移行できるわけではありません。

2. 契約相手の理解が必要

まだまだ普及段階であるため相手方が拒否する場合があります。（まだまだコストがかかるため）普及するにしたがって解決するものと思われませんが、まだまだ理解を得られない場合もあります。

このように、電子契約は実はかなり普及はしているのですが、まだまだ、コンセンサスが得られているとはいえない状況です。コロナ禍でかなり普及は進んでいるようですが、身近に感じるまでは、もう少し時間を要するようです。しかし、流れは電子契約に進んでいるのも事実です。対応可能な状態にしていくのが今後の課題でしょう。



今月のブックマーク

今回、最低賃金が大幅に上がっております。参考までに。

「最低賃金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumchiran/

ウェビナー(WEB配信方式)開催のお知らせ

2023年(令和5年)10月1日から消費税のインボイス制度が導入されます。それに伴い、「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が2021年(令和3年)10月1日よりスタートしていますが、新たな制度のため混乱をきたす可能性のある制度です。コロナ禍の昨今、集まって行うセミナーに代わりましてウェブでの開催と致します。また、リアルタイムの配信でなく、一定期間の配信期間を設けておりますので、この期間に是非、ご閲覧いただきたいと思っております。

この後、内容を変えて今回含め3回シリーズで配信予定をしております。

消費税インボイス制度 シーズ

消費税インボイス制度とは

－ 消費税インボイス制度の登録が始まりました！－

講師 **TFG**税理士法人 税理士 由木勝利

WEB配信期間	11月1日(月)8:00~11月7日(日)24:00
視聴時間	90分
視聴方法	視聴専用URL(YouTube)を配信時迄にご通知致します。
費用	無料
お問い合わせ先	TFG 税理士法人 担当 藤本 TEL(06)6538-0872 FAX(06)6538-0896 メールアドレス info@tfg.gr.jp

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06)6538-0872(代表) FAX(06)6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFGニュース編集担当 藤本 清